

ぎふ児童合唱団規約

第1章 趣旨

第1条 羽島郡および岐阜市南部隣接の幼小中学校児童生徒の中から、特に合唱に興味をもって
いる児童生徒を対象として、合唱を通して子ども
の音楽性を高め、郷土地域社会の文化向上に
寄与し、青少年の健全育成に貢献するよう努力
する。

第2章 名称

第2条 本団の名称を「ぎふ児童合唱団」とする。

第3条 本団の事務局は、指導者宅におく。

第3章 目的と事業

第4条 本団は合唱活動を通して豊かな心を育て
地域文化の向上をはかる。

第5条 本団は第4条の目的を達するため、次の
事業を行う。

- (1) 定期演奏会
- (2) AutumnConcert
- (3) 他の少年少女合唱団との交流
- (4) 地域の行事参加及び諸施設への慰問訪問
- (5) 音楽に関する研修・活動への参加
- (6) その他、目的達成に必要な事業への参加

第4章 構成

第6条 合唱団員は、幼稚園児及び保育園児、小
学校1年以上及び中学生以上の男女の園児、
児童生徒をもって構成する。

第7条 団構成までの順序は、次の通りとする。

- (1) 入団希望者を定期的に募集し、その募集
入団方法細部については、運営委員会にお
いて検討して別に定めるものとする。
- (2) 入団希望者は、保護者の承諾を得て合唱
団員とする。
- (3) 男子は小学校、女子は中学校を卒業する時
に卒団とする。
- (4) 大学卒業後は退団し制服を返却するが、在
団してレッスンに参加することができる。

第5章 組織 運営

第8条 合唱団運営のため、運営委員を設置する。

- (1) 運営委員会の構成は、次の通りとする。
 - ・指導者（指揮者、伴奏者）
 - ・指導補助
 - ・会計（兼任も可）
 - ・庶務（兼任も可）
- (2) 運営委員会は、次の事項の審議を決定し、
合唱団の運営の円滑化を図る。
 - ①年間事業計画 ②年間予算案
 - ③年間事業報告 ④年間決算報告
 - ⑤その他合唱団の事業運営に関する事項

第9条 運営委員の選出は、次の通りとする。

- (1) 指導補助は、指導者が委嘱する。
- (2) 庶務は、指導者が委嘱する。
- (3) 会計は、指導者が委嘱する。

第10条 会計監査は、育てる会において監査2名を
選出し、会計の監査にあたる。

第6章 組織 加盟

第11条 目的達成のため、次の組織に加入する。

- (1)各市町文化協会
- (2)全国児童合唱指揮者の会「杉並会議」

第7章 会計

第12条 本団の会計は、団費・補助金その他の収入
をもってこれにあてる。

第13条 本団の団費は、次の通りとする。

- ・中学生以下 月額 3500円
- ・高校生以上 月額 2000円

第14条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、
翌年3月31日に終わる。

第8章 顧問 保護者会

第15条 本団には、顧問および保護者を設ける。

- (1)保護者会の名称を「ぎふ児童合唱団育て
る会」とする。
- (2)ぎふ児童合唱団育てる会を略して「育てる会」
とする。
- (3)育てる会は、合唱団保護者をもって構成
する。

第9章 規約の改正

第16条 規約の改正は、保護者会および運営委員会
の3分の2以上の賛同を得て行う。

第10章 附 則

この規約は、昭和46年7月1日より施行する。

- ・昭和50年4月1日に一部改訂の上適用する。
- ・昭和59年4月1日に一部改訂の上適用する。
- ・平成14年4月1日に一部改訂の上適用する。
- ・平成15年9月1日に団名改称（旧「ぎふ羽島郡少
年少女合唱団」）及び一部改訂の上適用する。
- ・平成20年4月1日に一部改訂の上適用する。
- ・平成23年4月1日に一部改訂の上適用する。
- ・平成27年6月1日に一部改訂の上適用する。
- ・平成28年4月1日に一部改正の上適用する。